

立川市の特別支援教育 環境整備と支援の状況

お子さん一人ひとりに合った指導や支援を提供できるよう、様々な学習環境を整備しています。
詳しくは、教育支援課までお問い合わせください。

障害の区分	知的障害	発達障害等	
制度等の名称	知的障害特別支援学級 (固定制)	自閉症・情緒障害特別支援学級 (固定制)	特別支援教室 (週のうち1～8時間のみ通う通級制)
在籍学級	特別支援学級(固定制)	特別支援学級(固定制)	通常の学級
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 <ul style="list-style-type: none"> ・記憶や判断などの知的機能の発達に遅れがあり、通常の学級における学習では、十分にその効果をあげることが難しい児童・生徒。 ●特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・生活や学習上の困難を改善又は克服するために、小集団の中で、一人ひとりの教育的ニーズや障害の特性に応じた指導を行っています。 ・障害の程度等を考慮して、知的障害の特別支援学校の各教科の内容に替えたり、生活に役立つ学習(生活単元学習)を行ったりしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害がなく自閉症・情緒障害等の診断がある児童。 ・合理的な配慮などの支援があったとしても、一人では通常の学級活動等への参加が困難な児童。 ・特性に応じた支援により、通常の教育課程での教科学習が可能である児童 ・学ぶことへの意欲があり、入級により学力や集団適応能力の向上が期待できる児童。 ●特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・生活や学習上の困難を改善または克服するため、小集団の中で、一人ひとりの教育的ニーズや障害の特性に応じた指導を行います。通常の学級の教育課程を基本とし自立活動の時間を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 <ul style="list-style-type: none"> ・知的発達の遅れはなく、通常の学級での学習におおむね参加できるものの、社会性やコミュニケーション、対人関係、感情のコントロールなどに課題があり、一部特別な指導を必要とする児童。 ・自閉症、ADHD、学習障害、緘黙など。 ●特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・個別指導や小集団の中で、コミュニケーションや人間関係の形成等の指導のほか、障害の特性による学習のつまずき、苦手なところに特化した教科的な内容を取り扱う自立活動を行っています。 ※学習の遅れを取り戻す補習ではありません。
学級編制	児童8人で1学級を編制します。 (9～16人なら2学級、17～24人なら3学級)		学級は編制しません。
教員数	学級数+1人の教員の配置がされます。 (2学級なら教員3人、3学級なら教員4人)		全体の利用児童・生徒12人あたり1人の教員が拠点校に分散して配置されます。 (例えば、利用児童315人なら教員27人)
利用決定のプロセス	就学相談又は転学相談の申込みが必要です。就学相談員との面談後、発達検査や医学診断を行うほか、必要に応じて、見学や体験を実施します。就学支援等検討委員会による審議及び本人、保護者の意向を聴き、合意形成の上で決定。		学級担任等と相談後、校内委員会で支援レベルを検討します。発達検査(WISC-IVまたはWISC-V)の提出が必要です。入退室は、審査会での審議で決定。
教室の様子	 <p>松中小・まつのみ学級</p>	 <p>第二小・さくら学級</p>	 <p>四小キラリ</p>
設置されている学校	第一小／第五小／第九小／第十小 松中小／新生小／若葉台小 立川第一中／立川第二中／立川第五中	第二小／大山小	すべての小・中学校に設置しています。ただし、教室の広さやレイアウトは若干異なります。

●ことばの教室や、特別支援学級には
指定の通学区域があります。

●就学相談についての詳しいご案内を、
市ホームページに掲載しています。



障害の区分	難聴・言語障害	肢体不自由・医療的ケア
制度等の名称	難聴・言語障害通級指導学級 (週のうち1～8時間のみ通う通級制)	介助員・学校看護師(医療的ケア看護職員)の配置
在籍学級	通常の学級	通常の学級
概要	<p>●対象 知的発達の遅れはなく、通常の学級での学習におおむね参加できるものの、以下の障害により、一部特別な指導を必要とする児童。 <難聴:きこえの教室> 補聴器を使用しても通常の話声を解することに難しさがある児童。 <言語障害:ことばの教室> 構音障害や吃音など言語機能の発達に遅れがある児童。</p> <p>●特徴 個別指導を中心に、正しい発音や楽に話す方法などを学びます。</p>	<p>●通常の学級における介助対象 ①身体障害者手帳の交付を受けており、移動等に困難がある児童・生徒。 ②学校教育法施行令第22条の3に該当する状態にあり、移動等に困難がある児童・生徒。 ③上記のほか、歩行や移動等が著しく困難であり、教育委員会が必要と認めた児童・生徒。</p> <p>●医療的ケア実施看護師配置対象者 学校生活を送るにあたり医療的ケアが必要な児童・生徒。 主治医の所見や指示書が必要。</p> <p>医療的ケアガイドラインに基づいて実施します。 学期末や校外活動前などには支援会議や学校医療的ケア委員会を個別に開催します。</p>
学級編制	児童20人で1学級を編制します。 (20人までは1学級、21～40人なら2学級)	
教員数	学級数+1人の教員が配置されます。 (2学級なら教員3人、3学級なら教員4人)	
利用決定のプロセス	学級担任 又は 通級設置校にご相談ください。必要に応じて、検査(ITPA、WISC-IVまたはWISC-V)を実施します。入退級は、審査会での審議で決定。	介助員・学校看護師(医療的ケア看護職員)の配置は、就学相談等を経て決定。
教室の様子	 <p>第八小・きこえとことばの教室(個別指導室)</p>	<p>●移動支援等を行う介助員配置対象者 小学校…9校/16人 中学校…3校/3人</p> <p>●医療的ケアを行う学校看護師(医療的ケア看護職員)配置対象者 ※R5年度は、自己で対応しており、学校看護師(医療的ケア看護職員)の配置はない。</p>  <p>階段昇降機の操作研修</p>
設置されている学校	第七小学校…ことばの教室 第八小学校…きこえとことばの教室	